

# 2019年度年金額は0.1%引き上げ 4年ぶりにマクロ経済スライド発動

政策調査部主席研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naako.horie@mizuho-ri.co.jp

- 2019年度の年金額は2018年度から0.1%引き上げられる。本来の改定率は0.6%であるが、マクロ経済スライドが発動されることから引き上げ幅は抑制される
- 2019年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率は▲0.2%であるが、2018年度に繰り越された未調整分が▲0.3%であるため、合わせて▲0.5%の調整が行われる
- 今後も順調にマクロ経済スライドが実施されることが期待されるが、近年は公的年金の被保険者数が増加していることから実施されても年金額の抑制が小幅にとどまることが懸念される

## 1. 2019年度の年金額が決定

厚生労働省は、2019年1月18日に2019年度の年金額について2018年度から0.1%引き上げると発表した。2015年度以来4年ぶりの年金額引き上げである。また、公的年金被保険者数の変動率と平均余命の伸び率0.3%（定率）に基づいて実施される「マクロ経済スライド」も、2015年度以来の発動となる<sup>1</sup>。

年金額は、その実質的な価値を維持するため、賃金や物価の変動率に応じて毎年度改定される。これから年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金額）は賃金変動率に応じて、受給中の年金額（既裁定年金額）は物価変動率に応じて改定される。2019年度は、年金額改定の基準となる2018年の物価変動率が1.0%、名目手取り賃金変動率<sup>2</sup>が0.6%となったが、両者がともにプラスで物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、新規裁定年金、既裁定年金ともに名目手取り変動率により年金額を改定することとされているため、いずれも0.6%が用いられる。

また、2019年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率が▲0.2%であるとともに、2018年度の未調整分のスライド調整率が▲0.3%であることから、2019年度の改定率はその分抑制され0.1%の引き上げとなる（図表1）。

図表1 2019年度の年金額改定に関する指標

物価変動率	2018年の物価変動率	1.0%
名目手取り賃金変動率	2018年の物価変動率 $1.01 \times$ 実質賃金変動率（2015～2017年度の平均） $0.998 \times$ 2016年度の可処分所得割合変化率 $0.998$	0.6%
スライド調整率	公的年金被保険者数の変動率（2015～2017年度の平均） $1.001 \times$ 平均余命の伸びを勘案した一定率 $0.997$	▲0.2%
未調整分のスライド調整率	2018年度分の繰り越し	▲0.3%
年金改定率		0.1%

（資料）厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

したがって、2019年度の年金額（これから年金を受給する67歳以下の新規裁定者の年金額）は、①国民年金のみに加入し老齢基礎年金を満額受給する場合は月額65,008円、②夫が会社員で40年厚生年金に加入し妻が専業主婦の世帯は夫婦で同221,504円となる。なお、③厚生年金に40年加入していた男性単身世帯は同156,496円、④同女性単身世帯は同127,211円となる（図表2）。

## 2. 年金改定率の推移

2005年度以降の年金改定率の推移をみると、2014年4月の消費税率8%への引き上げで物価が大きく上昇した影響を受けた2015年度を除き、改定率はゼロかマイナスが続いていた。2019年度は0.1%とわずかではあるものの、消費税率とは関係なくプラス改定となった（図表3）。

また、マクロ経済スライドは、その実施によって前年度よりも年金額の名目額は下げないこととされているため、これまでマクロ経済スライドが実施されたのは2015年度のみであったが、2019年度はスライド調整率▲0.2%についても実施される。2018年度からはマクロ経済スライドによる調整が行われなかった未調整分は、翌年度以降に繰り越すキャリアオーバーの仕組みが導入されている。2018年度はスライド調整率▲0.3%が実施されなかったため、2019年度はその分も合わせて改定率に反映されたが（図表4）、なおプラス改定となった。

## 3. マクロ経済スライドの効果

マクロ経済スライドが着実に実施され、年金給付水準の抑制が早期に進むと、現在の年金受給者の給付水準が抑制される分、将来の年金受給者の給付水準が確保される。これまで、マクロ経済スライドが実施されることはほとんどなかったことから年金給付水準の抑制が遅れていたが、今後、物価や賃金の一定の伸びが続けば、毎年度マクロ経済スライドが実施されることが期待される。

なお、ここ数年はマクロ経済スライドによるスライド調整率が見通しから大きく乖離しており、マクロ経済スライドが実施されても当初見通しほど年金額が抑制されない。例えば、2014年に行われた財政検証では、2019年度のスライド調整率の見通しが「労働市場への参加が進むケース」でも▲0.9%であったが、実際には▲0.2%にとどまった（図表5）。

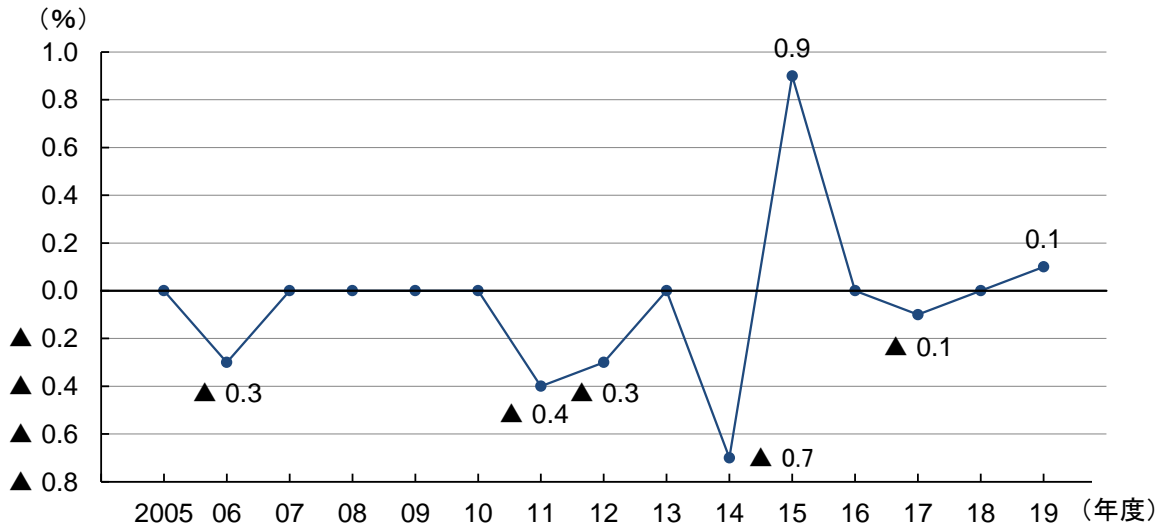
図表2 2019年度の新規裁定者（67歳以下）の年金額の例

	月額（前年比）
①国民年金（老齢基礎年金（満額）：1人分）	65,008円（+67円）
②厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	221,504円（+227円）
③厚生年金（男性単身世帯の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	156,496円（+160円）
④厚生年金（女性単身世帯の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）	127,211円（+130円）

（注）老齢基礎年金は保険料納付済期間が40年で満額となる。②は夫が平均的年収（平均標準報酬（賞与を含む年収の12分の1）が42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。③は平均標準報酬42.8万円、④は同29.1万円で40年間就業した場合。③と④はみずほ総合研究所が算出。

（資料）厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

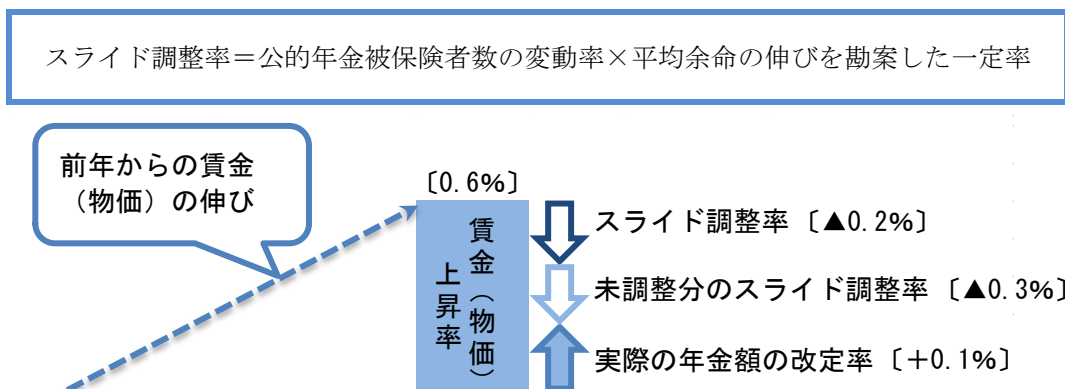
図表3 年金改定率の推移



(注) 2013年度は、4月の年金改定率はゼロであったが、10月に特例水準の解消として1.0%の引き下げが実施された。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

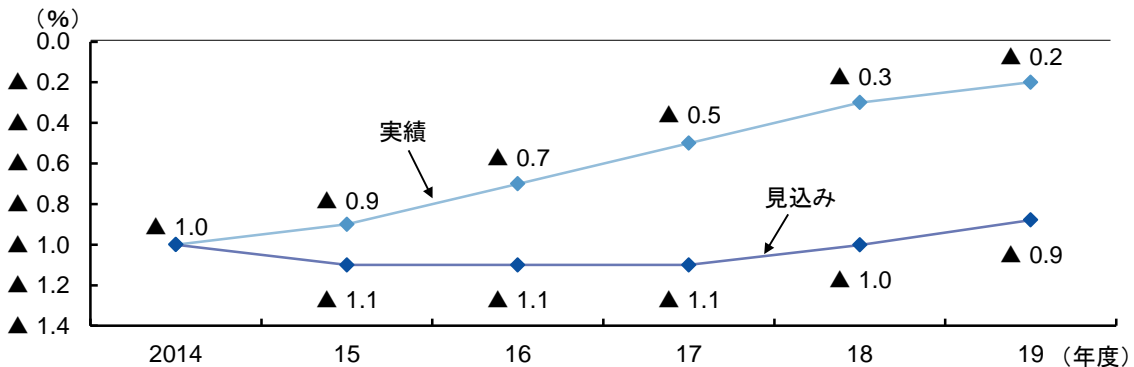
図表4 マクロ経済スライドの仕組み



(注) [ ]内は2019年度の年金額改定に関する数値。賃金や物価の伸びが小さくスライド調整を完全に適用すると年金の名目額が下がる場合には名目額を下限とし、賃金や物価が下落した場合にはその下落分のみを引き下げでそれ以上のスライド調整による引き下げは行われない。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

図表5 スライド調整率の実績と2014年時点の見込み



(注) 見込みは2014年財政検証の「労働市場への参加が進むケース」による。

(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

これは、公的年金被保険者数が見通しほど減少しなかったことによる。2017年度までのスライド調整率に用いる被保険者数の変動率（2年度前から4年度前の平均）はマイナスであったが、2018年度はゼロ、2019年度は+0.1%と増加に転じた。被保険者数が平均余命の伸び率（0.3%）を超えて増加してもスライド調整率がプラスになることはないが、このまま被保険者数の増加が続くと、マクロ経済スライドによる年金額の抑制効果が薄れる。

我が国の人口は減少が続く見通しであることから、将来に向けて被保険者数の増加が長く続くことはないと思われるものの、当面は60歳代の雇用者の増加の影響により、被保険者数が微増となる可能性がある。また、2019年4月には、外国人労働者の受け入れ拡大のための新たな在留資格が設けられることから、外国人の被保険者数の増加も見込まれる。少子高齢化が進行するなか、年金財政を支える側である被保険者の増加は目指すべき方向ではあるものの、マクロ経済スライドによるスライド調整率が抑制されるという点では懸念材料である。被保険者数が増加しても、平均余命の伸びを勘案した一定率（▲0.3%）については、毎年度スライド調整を実施してもいいのではないかと。

2019年は5年に一度の財政検証が実施される。前回2014年の財政検証の見通しほどマクロ経済スライドによる年金額の調整が進んでいないなか、新たな財政検証による今後の年金財政の見通しが注目される。

---

<sup>1</sup> マクロ経済スライドは、2004年の年金改革により導入された制度であるが、賃金や物価の伸びが小さい時には実施されないため、これまでに実施されたのは2015年度のみである。

<sup>2</sup> 前年（2018年）の物価変動率（1.0%）に2年度前（2017年度）から4年度前（2015年度）までの3年度平均の実質賃金変動率（▲0.2%）と可処分所得割合変化率（▲0.2%）を乗じたもの。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。